

# 令和6年度第4回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月26日（金）午後1時30分から2時7分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

|        |     |     |    |
|--------|-----|-----|----|
| 会長     | 12番 | 丸谷  | 浩二 |
| 会長職務代理 | 2番  | 藤野  | 雄次 |
| 委員     | 1番  | 川端  | 伸造 |
|        | 3番  | 北田  | 和彦 |
|        | 4番  | 糠山  | 秀雄 |
|        | 5番  | 舘   | 邦夫 |
|        | 6番  | 松井  | 成樹 |
|        | 7番  | 三上  | 将治 |
|        | 8番  | 宮腰  | 茂雄 |
|        | 9番  | 谷川  | 聡志 |
|        | 10番 | 長谷川 | 太佑 |
|        | 13番 | 北   | 廣見 |
|        | 14番 | 朝倉  | 雪  |

4. 欠席委員（1人）

11番 林 恵子

5. 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長挨拶
- 第3 業務報告
- 第4 議事録署名人の指名
- 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について  
議案第3号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について
- 第6 その他
  - (1) 8月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央  
局長補佐 高嶋 良子  
主査 松村 邦弘  
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局長： 皆さん、お疲れさまでございます。定刻少し過ぎましたけれども、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

それでは、定例総会の開催に当たりまして、丸谷会長からご挨拶をいただきます。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は20名でございます。なお、11番林委員、推進委員の深川委員、長谷川委員、堀川委員から欠席の届出がございます。2番藤野職務代理者につきましては、遅刻の届出がございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長、お願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： 今日は急遽会場が変更になりました。マイク等がありませんので、お聞き苦しい点があるかとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、9番谷川委員、14番朝倉委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、2件の申請がございました。

1番につきましては、貸付人は田中々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。借受人は〇〇〇〇さんの息子さんの〇〇〇〇さんでございます。使用貸借権の再設定でございます。期間は令和6年7月31日から10年間でございます。事由につきましては、〇〇〇〇さんの経営移譲年金受給のための設定でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

2番につきましては、譲渡人は京都市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は井江葭にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は2万2,511㎡でございます。耕作人員は2名。申請農地は井江葭地係の田1,020㎡でございます。売買の所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番につきましては、使用貸借権の更新申請のため、地区担当委員の説明はありません。

次に、番号2番について、1番川端委員、お願いいたします。

1 番： ただいま事務局の説明があったとおり、現地は水田として利用されています。何ら問題はないと思います。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定

による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、5ページをお開きください。議案第2号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

6ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、その決定を求めます。

6ページをご覧ください。公告予定日につきましては令和6年7月31日水曜日でございます。借手は6人、貸手は13人でございます。利用権の設定面積は、賃貸借が10筆、3万2,942㎡、うち再設定が5筆、1万2,359㎡で、使用賃貸借は5筆、8,638㎡でございます。そのうちの利用権移転につきましては7筆ございまして、面積は1万3,880㎡でございます。期間別内訳は、1年の畑が5筆、8,638㎡、3年の畑が6筆、1万1,686㎡、5年の畑が1筆、6,666㎡、9年の畑が3筆、9,271㎡、20年の畑が1筆、5,319㎡でございます。

7ページにお進みください。集落別内訳につきましては、城の畑が1筆、二面の畑が4筆、北潟の畑が9筆で、赤尾の畑が1筆でございます。

8ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。

1番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。城の畑1筆でございます。利用目的は花、野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては、令和6年8月1日から令和26年7月31日まででございます。新規設定でございます。

2番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は芝で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては、令和6年8月1日から令和10年2月29日まででございます。新規設定でございます。

3番から9ページの5番につきましては、借受人は〇〇〇〇でございます。二面の畑4筆でございます。利用目的はソバで賃借権の設定、10a当たりの賃借料は5,000円でございます。期間につきましては令和6年8月1日から令和9年7月31日まででございます。再設定でございます。

9ページをお開きください。6番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇

〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年8月1日から令和15年12月31日まででございます。再設定でございます。

7番から13番につきましては、利用権の移転でございます。

7番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年8月1日から令和15年12月31日でございます。

8番から13番につきましては、借受人は加賀市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑6筆でございます。利用目的は野菜で、8番は賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円、期間は令和6年8月1日から令和15年3月31日まででございます。9番から13番につきましては、使用賃借権の設定でございます。期間につきましては、令和6年8月1日から令和8年6月30日まででございます。

14番につきましては、借受人は〇〇〇〇さんでございます。赤尾の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年8月1日から令和11年7月31日まででございます。新規設定でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。

2 番： 9ページの北潟の畑の借受けの状況です。〇〇〇〇さんですね。この方というのはどういう方ですか。

事 務 局： 〇〇〇〇さんは〇〇〇〇のほうの従業員でいらっしゃいます。10年以上就労されていらっしゃるということです。インドネシア人の男性ということです。

議 長： ほかに質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定するものといたします。

◇ 議案第3号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

議長： 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第3号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」、説明させていただきます。11ページをお開きください。あわら市から、あわら農業振興地域整備計画を変更したい旨の通知がありましたので、その同意を求めるものです。事前にお送りしました資料の7ページをご覧ください。

今回、1件の除外申請と2件の転用申請がございました。

8ページをご覧ください。番号1番につきましては、申請地は菅野地係でございます。地目は田、面積は5,369㎡でございます。申請地の位置図、付近図は10ページから12ページになります。除外する目的でございますが、〇〇〇〇が事業拡大のため、工場用地を拡張したいとのことでございます。工場の計画図は13ページから15ページになります。土地の所有者につきましては菅野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。除外の該当条項につきましては、農業振興地域整備計画に関する法律の法第13条第2項でございます。これにつきましては、農用地以外の用途に供することを目的として除外する場合でございます。除外の6要件を満たす場合について除外ができるという条項でございます。

では、詳細についてご説明申し上げます。8ページをごらんください。

まず、1号要件でございます。除外の必要性につきましては、転用事業者は、事業規模の拡大にともない、工場を増築する必要が出てきたため、農振除外・農地転用したいとのことでございます。転用許可基準上の判断でございますが、農地区分は第1種農地でございます。第1種農地は例外規定に該当する場合を除いて許可できないとなっておりますが、隣接する既存敷地の面積の2分の1以内の面積で転用し、設置されるもののため、許可できるということでございます。

規模の妥当性につきましては、申請地除外に係る転用計画は、工場3,300㎡、緑地550㎡、調整池280㎡、転回スペース450㎡であり、生産性向上のために新たに大型の機械を3台導入し、またそれに伴い従業員も増員するとのことで、妥当であると考えられます。

9ページをご覧ください。非代替性につきましては、既存の工場に隣接して整備することは必要不可欠であり、周囲の土地の利用状況を考慮すると当該地以外に代替性はないと判断されます。

次に2号要件でございます。現在、地域計画は作成中であり、また、中心経営体に位置づけられることになるかと思われる〇〇〇〇からは今回の計画について、同意を得ているため、影響はないかと考えられます。

次に3号要件でございます。こちらのほうは、当該地の北側は既存敷地、東側、

西側は農道、南側は田となっています。農地を分断することではなく、農用地の集団化など農業上の効率的利用への影響はないと考えられます。

次に4号要件でございます。申請地周辺の田については〇〇〇〇に農地集積が進んでいますが、今回除外する面積は経営面積全体の約2%であるため影響はほとんどなく、合意解約の同意も得ております。今後の集積の対象から外れていることから、支障がないと判断されます。

次に5号要件でございます。申請地の雨水は調整池を設ける計画となっており、土地の保全上及び利用上必要な施設に影響はないと考えられます。

最後に6号要件でございますが、申請地の土地改良事業の状況については8年以上経過してございます。

続きまして、18ページをごらんください。

番号2番につきましては、あわら市古屋石塚地係の2筆、元の地目は畑、面積は合計941㎡を農業用施設用地として編入するものでございます。場所につきましては19ページの位置図をごらんください。

編入の目的につきましては、農業の振興を図るためでございます。こちらの農地区分につきましては第2種農地でございます。編入の該当条項でございますが、地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地であるため、農用地区域に編入するものでございます。

施設の図面につきましては20ページ、21ページをごらんください。

続きまして、25ページをごらんください。

番号3番につきましては、あわら市角屋地係の畑、面積は662㎡を周辺の農振農用地と一体として利用する畑として農振農用地に編入するものでございます。場所につきましては26ページの付近図をごらんください。

編入の目的につきましては、農業の振興を図るためでございます。こちらの農地区分につきましては第1種農地でございます。編入の該当条項でございますが、集団的に存在する10ha以上の一団の土地であるため、農用地区域に編入することで農業の振興を図るものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありますか。  
ご質問はよろしいですか。角屋のこれは農地を宅地にするんですか。

事 務 局： 農振農用地ではない畑を、農振農用地に編入します。

議 長： 畑、農地じゃなかったか。

事務局： 農振農用地ではない畑です。

議長： 農振の、農振地域以外を農振地域に入れるということか。

ほかによろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

ありがとうございます。賛成多数です。よって、同意することといたします。

#### ◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」をご説明いたします。12ページにお進みください。

今回、10件の届出がございました。全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、舟津の田10筆、畑1筆でございます。権利取得者は舟津にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年8月26日でございます。

2番の届出につきましては、牛ノ谷の田1筆、畑1筆でございます。権利取得者は牛ノ谷にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年3月31日でございます。

次は、13ページをお開きください。3番の届出につきましては、山十楽の田9筆、畑5筆でございます。権利取得者は山十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成14年11月30日でございます。

4番の届出につきましては、清王の畑1筆でございます。権利取得者は坂井市春江町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年4月14日でございます。

14ページにお進みください。5番の届出につきましては、北潟の田3筆、畑3筆、番堂野の畑2筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年3月29日でございます。

6番の届出につきましては、山室の畑1筆でございます。権利取得者は山室にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年3月31日でございます。

7番の届出につきましては、番田の田1筆でございます。権利取得者は番田にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成13年7月23日でございます。

8番の届出につきましては、城の畑5筆、城新田の畑1筆でございます。権利取得者は大溝二丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和2年1月2日でございます

15ページをお開きください。9番の届出につきましては、北潟の畑7筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年8月14日でございます。

10番の届出につきましては、北潟の田1筆、波松の田1筆、畑2筆でございます。権利取得者は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成19年12月22日でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。

5番： 前のときも聞いたことあるんですけども、権利取得日と農業委員会の届出の日にちがきがある案件がありますが、普通は相続が発生したら、土地というのは大体1か月以内ぐらいに相続登記移行期間があつて、そんで、税務署には、税務課には固定資産税の関係等で、そういう届けが行くとは思んですけども、税務課から農業委員会に自動的に来るようなシステムにはなっていないんですか。それとも、権利者さんが農業委員会に書面できちっと申請してこないと分からないという形なんですか。

9番： 税務課に出すのは納税義務者を届けるんじゃないんですか。なんで、所有者とは別に納税義務者、所有者決まらなくても、まだ遺産分割がまとまらなくて相続に3人とかいても、次から誰が納めてくれますかというのだけ、納税義務者だけ出すみたいな感じじゃなかったですかね、税務課に相続人が出すやつは。だから、それを聞いても、所有者が替わったかどうかというのは、はっきり税務課は知らないんじゃないかな。

議長： よろしいですか。ほかにご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」をご説明いたします。16ページをお開きください。

今回、2件の届出がございました。

番号1番につきましては、〇〇〇〇さんの田5筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。

番号2番につきましては、同じく〇〇〇〇さんの畑1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。

いずれも売買のための解約でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件についてご質問はありますか。

5 番： ふくい農林水産支援センターって書いてありますが、中間管理機構とは関係が何かありますか。

事務局： ふくい農林支援センターが中間管理機構の機能を備えていて、そういう理由で中間管理機構の業務をされている。

5 番： 今までも議案書では、基本的に中間管理機構の名前しか表には出てなかったんじゃないかと思うんですが、今回初めて支援センターって名前で出てきたんで。じゃあ、これからはふくい農林水産支援センターという名前でいくということですね。

議長： ほかにご質問はありますか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

#### ◇ その他(1)

議長： 次に、その他(1)「8月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 8月の定例総会につきまして、8月26日月曜日午後1時半から開催いたしたいと思えます。

議長： ただいま事務局から、次回定例会につきましては、8月26日月曜日午後1時半からという報告がありました。これについて、ご意見、ご質問はありますか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

特にないようですので、8月の定例総会は8月26日月曜日午後1時30分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議長： 次に、その他(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： ただいまのことにつきまして、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、その他の(2)を終わります。よろしくお願いたしたいと思います。

せっかくでございます。皆さんのほうからご意見、ご質問等いただけたらと思います。

事務局のほうはよろしいですか。

◇ 閉 会

議長： ないようですので、これもちまして、本日の会議を終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

令和6年7月26日

議 長

委 員

委 員